（案）

設計業務委託契約書

設計業務名　　　一関工業高専化学工学実習工場改修設計業務

業務委託料　　　金●●●円也

　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円也）

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項　別紙のとおり

　発注者独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校契約担当役事務部長千葉進（以下「発注者」という。）と受注者【法人等名、代表者等氏名。】（以下「受注者」という。）との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第１条　受注者は、別冊の設計業務委託特記仕様書に基づいて、業務を完了する。

第２条　業務は、岩手県一関市萩荘字高梨独立行政法人国立高等専門学校機構一関

工業高等専門学校において実施する。

第３条　業務の履行期間は、令和●年●月●日から令和６年３月２９日までとする。

第４条　契約保証金は、●●●円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関

若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ま

た、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行っ

た場合は、契約保証金を免除する。

第５条　業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき２回以内に支払うものとする。

第６条　業務委託料は、金●●●円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、適正に作成された請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。

第７条　完了通知書は、独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校総務課施設係に送付するものとする。

第８条　業務委託料（前払金を含む。）の請求書は、独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校総務課施設係に送付するものとする。

第９条　業務委託料の支払いは、別記の設計業務委託契約要項第３２条に基づき適正に作成された請求書を受理した日から３０日以内にするものとする。

第１０条　別記の設計業務委託契約要項第３４条第１項及び第４項中の「１０分の３」を「１０分の３．５」に読み替え、同条第５項及び第６項中の「１０分の４」を「１０分の４．５」に読み替えるものとする。

第１１条　別記の設計業務委託契約要項第３４条第７項、第５０条第１項、第５０条第３項及び第５２条第２項中の遅延利息率は、「年２．５％」である。

第１２条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第１３条　この契約に関する訴えの管轄については、独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校の主たる住所を管轄区域とする盛岡地方裁判所一関支部とする。

第１４条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　発　注　者

　　岩手県一関市萩荘字高梨

　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

一関工業高等専門学校

　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当役　事務部長　千葉　進　　印

　　　　　　　　　　　　　　　受　注　者

　　　　　　　　　　　　　　　　【住　所】

　　　　　　　　　　　　　　　　【法人等名】

　　　　　　　　　　　　　　　　【代表者氏名等】　　　　　　　　　　印